

前橋市談合疑義事実処理マニュアル

1 入札談合に関する疑義事実の把握

- (1) 入札談合に関する疑義事実(入札参加者等から提出された入札関係書類等から談合等不正行為が疑われるものをいう。)を把握した職員は、直ちに談合疑義事実報告書(様式第1号)により、契約監理課長へ報告するものとする。
- (2) 契約監理課長は、入札談合に関する疑義事実に係る報告を受けた場合は、(その内容を精査し、)公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)の委員長(以下「委員長」という。)に報告するものとする。
- (3) 契約監理課長は、入札談合に関する疑義事実の把握のため、入札参加者が提出した入札金額の内訳を記載した書類(以下「工事費内訳書」という。)の抽出検査を、毎年度実施するものとする。

2 委員会による審議

委員長は、入札談合に関する疑義事実に係る報告を受けた場合は、委員会を招集し、事情聴取等の調査の要否について審議するものとする。

3 公正取引委員会及び警察本部への通報

委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関する疑義事実(以下「談合疑義事実」という。)については、公正取引委員会、群馬県警察本部及び建設業許可権者(建設工事の場合に限る。)に通報するものとする。

4 入札監視委員会への報告

契約監理課長は、入札談合に関する疑義事実及び工事費内訳書の抽出検査結果を、直近の入札監視委員会にその経過及び対応状況を報告するものとする。

5 準用

上記1から4までのほか、入札談合に関する談合疑義事実を把握した場合の対応については、「前橋市談合情報対応マニュアル」を準用して対応するものとする。

附 則

このマニュアルは、令和5年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和6年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和8年4月1日から施行する。

談合疑義事実報告書

年 月 日

事実を得た日時	年 月 日 時 分
件 名	
入札予定日	年 月 日 時 分
談合があると疑うに足りる事実を申し出た職員	課 職 氏名
談合があると疑うに足りる事実を得た根拠	
本件照会先	課 職 氏名

※ 適宜、参考資料を添付すること。